

●文化財保護法第93条・94条の提出について(第6号—2様式関係)

【注意事項】

- A)届出・通知書類の提出先は、必ず当該市郡町教育委員会の文化財行政担当課(通常は、文化財課、社会教育課、生涯学習課等)に行ってください。なお、不明な点は教育委員会担当者と事前に相談して下さい。
- B)届出・通知書面が「埋蔵文化財発掘」となっているのは、遺跡の発掘調査という意味ではありません。周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)内において、土木工事等によって「土地を掘削する」という事をさしています。

【提出書類】 ※①～⑤は1セットにして2部提出、⑥～⑨は1部提出

- ① 埋蔵文化財発掘届出について
- ② 位置図
- ③ 平面図
- ④ 地下の掘削深度が分かる図面
- ⑤ 現況写真(カラー)
- ⑥ 土地使用承諾書(届出者と土地所有者が異なる場合提出)
- ⑦ 委任状(届出者と事務手続き者が異なる場合提出)
- ⑧ 確認調査依頼文(確認調査を実施する場合がありますので、あらかじめご用意ください。)
- ⑨ 発掘調査承諾書(確認調査を実施する場合に必要な承諾書です。)

【提出における注意事項】

- (ア)届出日:文化財保護法により発掘に着手しようとする **60日前**までに届出をしてください。
- (イ)土木工事等の開発地域内に複数の周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が存在する場合は、遺跡ごとに届出・通知文を作成して下さい。
- (ウ) 工事が複数年度にわたる場合でも、原則として工事開始前に1回提出すればよく、年度ごとに提出する必要はありません。
- (エ)届出・通知様式のうち、【第6号様式—2】については、A4版で作成してください。
- (オ)93条の届出年月日は、市町教育委員会の担当窓口へ提出した日付として下さい。
- (カ)届出・通知の様式には択一式の記入箇所があります。該当するいずれかを漏れなく○で囲んで下さい。なお、遺跡の種類、遺跡の名称、員数については、当該市町教育委員会と事前に相談して下さい。
- (キ)太線内は漏れなく記入して下さい。(上と下の細線欄は記入する必要はありません。)
- (ク)所在地欄には、工事実施場所の住所等を地番まで記入して下さい。
- (ケ)面積欄は、工事の施工対象面積あるいは、敷地面積を記入して下さい。
- (コ)土地所有者欄は、登記簿上の所有者を記入して下さい。複数の場合は、代表者氏名の他○名として下さい。
- (サ)遺跡の種類等欄は、遺跡の種類、遺跡の名称、員数、遺跡の現状、遺跡の時代の項目については、市町教育委員会に事前に確認して下さい。遺跡の現状には、地目ではなく現在の土地利用形態を記入して下さい。

↓↓2ページ目に続く

- (シ) 工事の概要欄は、「〇〇建設工事」のように工事の内容を簡潔且つ、具体的に記入して下さい。
- (ス) 工事主体者欄は、通常届出者と同じにして下さい。
- (セ) 施工責任者欄は、請負人がある場合は請負人の氏名・住所を記入して下さい。なお、未定の場合は、「未定」として下さい。
- (ソ) 着手時期・終了時期欄は、現在予定している時期を記入して下さい。なお、終了時期の不明な場合は、「未定」として下さい。
- (タ) 参考事項欄は、事前の工事予定(解体等)など参考になる事項があれば記入して下さい。
- (チ) 地図については、
・位置図は、できるだけ国土地理院発行の 1/25,000 または 1/50,000
・地形図は、市町村作成の 1/2,500～1/10,000 等使用し、工事個所を正確に赤色で明示したもの(蛍光ペン等は不可)
・工事概要図面は、**平面図**および**地下の掘削状況の判る断面図**を添付して下さい。なお、建物の場合、2階以上の平面図は必要ありません。
- (ツ) 添付写真は、**工事個所の現況全景(カラー)**が写っているものとし、1～2枚程度を目安にA4版1枚として調整して下さい。

——以上——